

総合教育会議での「学校における働き方改革推進プラン」説明事項
～都城市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画～

学校教育課

1 改正の背景

- 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（給特法）の改正

・2026年から2031年にかけて「教職調整額」を4パーセントから10%に段階的に引き上げ
・第8条第4項：服務監督教育委員会が文部科学省令で定めるところにより業務量管理・健康確保措置実施計画の実施状況を公表すること
→同法施行規則第7条改正「法第八条第四項の規定による公表は、インターネットの利用その他適切な方法で行うこと

2 主な改正点

(1) 令和11年度までの数値目標の設定

- ※ 原則、時間外在校時間「1箇月について45時間 1年について360時間」を上限として設定
※ 令和7年度の目標値に到達しなかった職種（中学校校長、小・中教頭、中学校教諭）

（ ）内は人数

1箇月あたりの時間外 在校時間等時間 45時間超の割合		令和7年度実績値	R8年度 目標値	R9年度 目標値	R10年度 目標値	R11年度目 標値
校 長	小学校	11.4%(4)	8%	5%	2%	0%
	中学校	26.3%(4)	(4)	(3)	(1)	0%
教 頭	小学校	74.3%(29)	42%	26%	12%	0%
	中学校	85.0%(16)	(27)	(17)	(8)	0%
教諭等	小学校	17.2%	12%	8%	4%	0%
	中学校	44.0%	24%	16%	8%	0%
事務職員	小学校	0.0%	0%	0%	0%	0%
	中学校	4.9%	3.7%	2.5%	1.3%	0%

- (2) 文部科学省指定：生成AIパイロット校事業 B区分（校務利用）の研究の推進と研究成果の普及
（研究指定校）大王小学校 小松原中学校
研究指定校において、校務の効率化を図るための生成AIの活用方法を研究し、研究成果を市内小・中学校へ普及する。

(3) 学期始めの午前中登校の実施

1学期の「午前中登校期間中の教職員の時間外勤務時間（45時間未満）の割合」

	4 月		5 月	
年度	R 7	R 8	R 7	R 8
教頭	3.5%	7.8%	7.0%	18.8%
教諭	68.1	71.6	73.4	80.7